

IV. 別 表

別表(一) 国土交通大臣・都道府県知事コード表

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

市区町村コード一覧表(平成24年1月4日現在)

コード	住所用市区町村名	コード	住所用市区町村名	コード	住所用市区町村名
23101	名古屋市千種区	23211	豊田市	23302	愛知郡東郷町
23102	名古屋市東区	23212	安城市	23342	西春日井郡豊山町
23103	名古屋市北区	23213	西尾市	23361	丹羽郡大口町
23104	名古屋市西区	23214	蒲郡市	23362	丹羽郡扶桑町
23105	名古屋市中村区	23215	犬山市	23424	海部郡大治町
23106	名古屋市中区	23216	常滑市	23425	海部郡蟹江町
23107	名古屋市昭和区	23217	江南市	23427	海部郡飛島村
23108	名古屋市瑞穂区	23219	小牧市	23441	知多郡阿久比町
23109	名古屋市熱田区	23220	稲沢市	23442	知多郡東浦町
23110	名古屋市中川区	23221	新城市	23445	知多郡南知多町
23111	名古屋市港区	23222	東海市	23446	知多郡美浜町
23112	名古屋市南区	23223	大府市	23447	知多郡武豊町
23113	名古屋市守山区	23224	知多市	23501	額田郡幸田町
23114	名古屋市緑区	23225	知立市	23561	北設楽郡設楽町
23115	名古屋市名東区	23226	尾張旭市	23562	北設楽郡東栄町
23116	名古屋市天白区	23227	高浜市	23563	北設楽郡豊根村
23201	豊橋市	23228	岩倉市		
23202	岡崎市	23229	豊明市		
23203	一宮市	23230	日進市		
23204	瀬戸市	23231	田原市		
23205	半田市	23232	愛西市		
23206	春日井市	23233	清須市		
23207	豊川市	23234	北名古屋市		
23208	津島市	23235	弥富市		
23209	碧南市	23236	みよし市		
23210	刈谷市	23237	あま市		
		23238	長久手市		

別表（二）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合